

## ＜ 国及び県の対応 ＞

### 1 国の対応

- (1) 平成 25 年 12 月 11 日 都道府県衛生主管部長宛通知（「豚 流行性下痢 の対策の徹底について」）
  - ・飼養衛生管理基準の遵守の徹底の周知
  - ・消毒等発生予防及びまん延防止対策の実施の周知
- (2) 平成 26 年 3 月 18 日 都道府県衛生主管部長宛通知（「豚流行性下痢の防疫対策の再徹底について」）
  - ・早期通報の徹底
  - ・発生予防及び感染防止対策（畜産関連施設及び養豚場の対応）の徹底
- (3) 平成 26 年 4 月 2 日 豚流行性下痢防疫担当者全国会議開催
  - ・発生状況、疫学調査の現状及び防疫対策の指導上のポイント

### 2 国内での発生拡大の要因（特定には至っていない）

- (1) 発生地域のと畜場や農場への豚出荷による車両の往来
- (2) 発生地域と共通の工事業者の出入り
- (3) 発生地域の農場と同一生産グループでの車両の往来
- (4) 野鳥、野生動物の関与 など

### 3 本県の対応

#### (1) これまでの対応

ア 養豚関係者への情報の提供、注意喚起（平成 25 年 10 月から随時）

- ・本病を疑う事例が発生した場合は、直ちに家保へ連絡して病性鑑定を受けるように指導
- ・飼養衛生管理基準の遵守徹底の指導（関係者以外の立入禁止、立入時の車両の消毒、衣服の交換、専用長靴の使用、手指の消毒等）

イ 家保の立ち入りによる消毒の実施状況の確認と適切な指導

ウ 豚流行性下痢防疫担当者全国会議出席（平成 26 年 4 月 2 日）

エ 家畜保健衛生所防疫業務打合せ会議の開催（平成 26 年 4 月 3 日）

- ・情報共有、発生予防及び発生時対応の確認

#### (2) 今回の対応

以下の点について、チラシ、チェックシートを作成、配付し、注意喚起、まん延防止

ア 発生予防の指導強化

- ・養豚関係者へのさらなる飼養衛生管理基準の遵守徹底、疑い事例の早期通報
- ・と畜場での車両及び係留所の消毒強化（タイヤ及び車両本体、荷台）、搬入時間の調整など交差汚染防止対策の要請。県内と畜場に動力噴霧機を貸し出し、消毒指導
- ・関係者・団体等への情報提供、衛生対策の強化徹底指導

イ 疑い事例発生の場合

- ・迅速な病性鑑定の実施、当該農場飼養豚の移動自粛、消毒の徹底

ウ 発生した場合の措置

- ・豚舎の消毒等まん延防止対策の徹底、飼養豚の移動自粛（通報時から当分の間。家保により臨床症状のないことを確認後出荷再開）

エ 豚伝染性下痢防疫対策会議の開催（4 月 10 日）